

# 3月1~7日 春の火災予防運動

全国統一標語 「消しましょう その火その時 その場所で」

問い合わせ先/消防本部予防課予防査察係 TEL.51-0352

春は空気が乾燥し、風の強い日も多く、火災が発生しやすくなります。皆さんの尊い命や財産を守るため、火災予防に取り組みましょう。

## 合同消防訓練

消防本部、消防団、市内事業所で合同消防訓練を実施します。

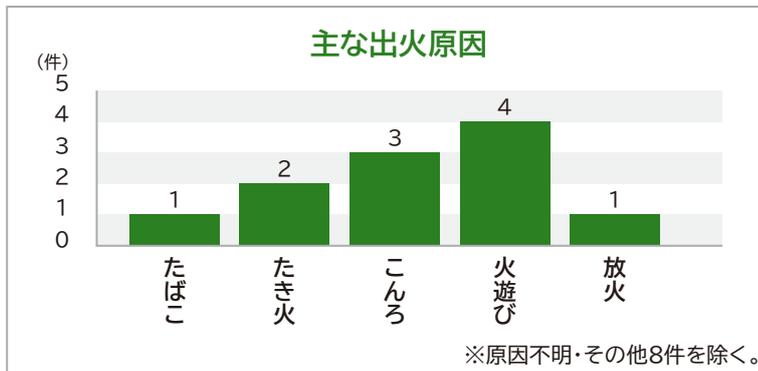
と き 3月5日(日)午前9時~10時

ところ 森林公園植物園

その他 見学自由。ただし植物園入場料(210円。中学生以下無料)が必要



## 市内の火災発生状況(平成28年1~12月)



ちょっとした不注意からの出火が想定されるたばこ・たき火・こんろなどが原因に挙がっています。普段から火の取り扱いに注意するとともに、身の回りの消火器や住宅用火災警報器の点検などを行い、火災のリスクを下げましょう。



## 市内の出火件数など

区分	出火件数(件)	火災種別				建物火災			面林野焼積損(a)	死者(人)	負傷者(人)	世帯数(世帯)	損害額(千円)
		建物(件)	林野(件)	車両(件)	その他(件)	棟焼損(棟)	床焼面積損(m <sup>2</sup> )	表焼面積損(m <sup>2</sup> )					
平成28年	19	13	0	1	5	24	523	68	0	0	6	23	38,091
平成27年	22	10	0	6	6	10	174	1	0	3	2	7	14,392
前年比	△3	+3	±0	△5	△1	+14	+349	+67	±0	△3	+4	+16	+23,699

## 消火器の維持管理

- ▼屋内に設置する場合は、高温多湿な場所を避け、容易に持ち出せる場所に設置しましょう
- ▼屋外に設置する場合は、格納箱に入れるなどして、風雨にさらされないようにしましょう
- ▼消火器を分解するのはやめましょう
- ▼さびや傷があるものや変形しているものは、容器が破裂する危険性があるので交換しましょう



## 消火器の使い方を覚えよう

火災の被害を小さくするためには、消火器による初期消火が大変重要です。



## 悪徳訪問販売・点検にご注意を

- ▼自宅に任意で設置した消火器の点検義務はありません
- ▼安易に契約書に署名・押印せず、怪しいと思ったらはっきりと断りましょう
- ▼身分証明書の提示を求めましょう



## 住宅用火災警報器

市では、平成20年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。設置する場所は寝室と階段です。設置していない場合は早急に設置してください。

### 日ごろのお手入れポイント

#### ①点検方法

1カ月に1度、本体から下がっているひもを引くか、ボタンを押し、音が鳴るか確認する。



#### ②乾電池・リチウム電池タイプは交換を忘れずに

音やランプで交換時期を知らせてくれます。機器によって異なりますが、機種のお多くは電池寿命が10年です。

#### ③いつまで使えるの？

機器交換の目安は10年です。

#### ④誤作動に注意

火災以外で音が鳴る場合は、本体のひもやボタンなどで停止するか、煙や湯気などが直接かからないように取り付け場所を変えてください。

### 警報器が役に立った事例

▼子どもの寝室から出火。隣室で就寝中の母親が住宅用火災警報器の音で目を覚まし、一緒に避難できた

▼鍋が台所のガスこんろで空炊き状態になり発煙。隣家の男性が住宅用火災警報器の音に気づき、119番通報できた

## 住宅用火災警報器等 給付事業

高齢者や障がいのあるかたに、住宅用火災警報器などの給付を行っています。費用負担が必要な場合があるため、手続きなどの詳細は事前にお問い合わせください。

対象者  
問い合わせ先

#### ▼65歳以上の一人暮らしのかた

市役所長寿課長寿支援係 TEL.76-8143

#### ▼障がい等級2級以上の身体・精神障がい者、A・B判定の知的障がい者

市役所福祉課障がい福祉係 TEL.76-8142